

## 第15回口頭弁論・報告・ミニ講演会の報告

### 1. 第15回口頭弁論

- (1) 2019年11月7日(月) 13時30分～14時10分
- (2) 奈良地裁101号法廷(大法廷、傍聴席70) 裁判官：島岡大雄氏
- (3) 原告弁護士：佐藤 真理、白井 啓太郎、辰巳 創史、安藤 昌司、星 雄介、今治 周平、松本 恒平の各弁護士
- (4) 被告弁護士：3名+修習生
- (5) 原告席 着席者5名、傍聴者70名(兵庫、大阪、京都、名古屋からも参加)
- (6) 裁判官による、準備書面などの確認

#### 原告提出書面

- ・原告準備書面(23) 10月18日提出
- ・原告準備書面(24) 10月19日提出
- ・原告準備書面(25) 11月5日提出
- ・証拠説明書(24) 9月13日提出
- ・証拠説明書(25) 10月18日提出
- ・証拠説明書(26) 10月25日提出
- ・証拠申出書 10月25日提出

### (7) 原告意見陳述1(原告準備書面(24)) 松本 恒平 弁護士

本裁判での、原告と被告の主張を整理して、被告の認否が不明な点について明らかにし、被告の対応を求めた。

- ① 原告らの請求の概要—2つの訴訟を起こしている。
  - ・民事訴訟：被告NHKが放送受信契約に基づいて、ニュース報道番組において放送法第4条1項各号及び国内番組基準を遵守して放送する義務があることの確認とその義務を怠ったことに対する損害賠償請求
  - ・行政事件訴訟法第4条の実質的当事者訴訟：被告NHKは、ニュース報道番組において放送法第4条1項各号を遵守して放送する公法上の義務があることの確認。
- ② 民事訴訟の次の4つの争点につき明らかにし、被告に積明を求めた。
  - ・争点1：放送受信契約は継続的な有償双務契約か。

法令上、受信料が対価であることは、明らかに認められると思われるが、NHKは特殊な負担金であるとして、なおも対価であることを否定するのか。この場合、受信契約は受信者だけが受信料を支払う義務を負い、NHKは受信者に対して何の義務も追わない、有償片務契約であると認識しているのか。
  - ・争点2：被告NHKは放送受信者に対し、放送法第4条1項各号を遵守した放送をする受信契約上の義務があるか。

被告NHKは、放送法第4条は倫理的義務にすぎず、個別の受信者に対し、放送法第4条を遵守した放送をする義務を負わないと主張している。この義務は国との関係では倫理的義務と解すべきであり、受信契約者との関係では法的義務と解すべきとの原告の主張にどう反論するのか。
  - ・争点3：被告NHKは、受信者に対し、放送法5条に基づく国内番組基準を遵守した放

送をする義務があるか。

被告 NHK は、放送法 4 条は一般的抽象的義務を定めたものであり、同法 5 条は番組編成の自律性について定めたものであるから、被告が定めた国内番組基準が個々の契約者に対して具体的な義務を生じさせるものではないと主張している。

原告は、被告は受信者に対し、国内番組基準を遵守する契約上の法的義務があると主張している。

被告はその準備書面において、放送法 4 条の法的性質について、「倫理規定義務」とか「抽象的義務」と記載している。両者の意味は異なる。いずれの立場なのか明らかにすることを求める。

・争点 4：被告による放送法違反（債務不履行）について

原告は、被告が放送法 4 条で定められている義務を遵守せず、国民の知る権利、投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組を継続して放送していると主張してきた。

被告は、知らないし否認する、主張は争うとするのみで、反論はしていない。

原告らは、放送法 4 条 1 項各号及び国内番組基準に違反する被告の具体的な放送内容について、詳細に説明してきたが、被告は 1 文字の反論もしていない。反論する意思はないものと理解してよいか。

## (8) 原告意見陳述 2 (原告準備書面 (24)) 今治 周平 弁護士

稲葉一将名古屋大学大学院教授が作成した意見書に基づいた原告準備書面 (24) につき次の 4 点を陳述した。

① 放送法 4 条 1 項各号は法規範である。

国家制定法である放送法が、倫理規範であって、法規範でないという理解の仕方は無理な法解釈である。

② 被告 NHK が放送法 4 条 1 項各号に定める義務を放送行政にたいしてのみ負うとする考え方は民主権原理からして採用できない。

「憲法・放送法の精神」からすれば、特定の利害関係を背景とする市民も放送制度の運用に参加して、放送の公共性を目指すべきである。

③ 現在の放送法制度では、被告 NHK に対して、直接、放送受信者が放送法 4 条 1 項各号の遵守を請求する権利が認められるべきである。

放送制度の現状においては、放送の規律について、組織及び手続のいずれにおいても民主的正当性を有していない総務大臣の判断を信任することができない。

主権者あるいは放送受信者が、直接、法律を規律する法主体となる放送法解釈が、民主権原理と適合する。

放送法の目的「公共の福祉」は、放送を個々の放送受信者の権利利益に適合するように規律するものである。ここで、個々の放送受信者の権利利益とは「知る権利」であり、それは、公共的な争点について多様な意見が放送を通じて呈示され、有権者全員がこれを知る機会を共有することで、異なる意見に触れて自己の思考を再検討し続けるプロセスの保障を内容とするものである。

遵守義務の確認を求める訴訟は、放送受信者と放送事業者双方の言論表現の自由保障が要請される放送法という特殊な領域においては適した訴訟形式である。

- ④ 最後に、放送の公共性をめぐる紛争に関して、裁判所が「政治的に公平である」といった放送法 4 条 1 項各号の文言から違法性判断が可能となる NHK の作為義務あるいは行為 規範を導き出し、これを個々の紛争に適用することによって、紛争を社会の中に放置せず、これを解決することが、司法権を行使する裁判所に強く期待されている。

## (9) 進行協議

- ① 準備書面(23)記載、上記(7)項 松本弁護士の陳述で述べられた求釈明に対して、裁判官の督促により被告 NHK 次のように回答した。
- ・受信料の対価性を否定する
  - ・放送法 4 条 1 項に法的規範性はない。
  - ・原告が指摘する放送法違反のニュース報道に対し、内容を争うが、具体的に反論する必要はない。
- ② 原告からの証人申請に対して、事前に 10 月 30 日の進行協議で裁判所の考えが示されていた。証人の人名、尋問の期日、尋問のタイムスケジュールが協議され、確定した。
- ・証人尋問 5 名(主尋問 180 分、反対尋問 90 分)  
2020 年 2 月 13 日(木) 10 時 15 分～16 時 30 分  
午前 相澤冬樹(元 NHK 報道部)、小滝一志(元 NHK ディレクター、放送を語る会)  
午後 稲葉一将(名古屋大学大学院法学研究科教授)、須藤春夫(法政大学名誉教授)  
永田浩三(武蔵大学教授)
  - ・原告本人尋問 5 名(主尋問 60 分、反対尋問 30 分以内)  
2020 年 2 月 27 日(木) 10 時 30 分～12 時  
宮内正厳、木村宥子、高桑次郎、平川邦昭、齋藤紀彦
- ③ 合議体への審理移行が認められた。かねてから原告が要請していたもの。このことに関し、弁論更新手続き・口頭弁論 が 2020 年 1 月 16 日(木) 14 時～に行われる。

## 2. 裁判報告 佐藤 真理 弁護団長

- ① 8 名申請し 5 人の証人が採用された。残り 3 名の証人は留保となった。
- ② かねてから要請していた合議体への移行が認められた。1 月 16 日(木)の口頭弁論期日で、弁論更新手続きが行われる。主として新たに参加する二人の裁判官に向けて、本訴訟の経過、争点等について説明を行う。
- ③ 今回の弁論では、松本弁護士が、これまでの原告・被告の主張を整理し、被告に三つのことについて釈明を求めた。
- また、今治弁護士が、名古屋大学の稲葉教授の意見書について解りやすく陳述した。
- ④ 今年 7 月の参院選の選挙報道について、放送を語る会がウォッチングした報告書に基づいた準備書面(25)を我々は提出している。ここでは、選挙放送が回を追うごとに減少し、争点報道が後退していること、大政党に有利な取り扱いが続き政治的公平性が保たれていないことなどを指摘している。

今回の選挙では、野党と市民連合との 13 項目の共通政策が合意され、その第 13 項目に「国民の知る権利を確保するという観点から、報道の自由を徹底するため、放送事業者の監督を総務省から切り離し、独立行政委員会で行う新たな放送法制を構築すること」が盛

り込まれたことは、本件訴訟との関連で注目される。

- ⑤ この種の裁判で原告勝訴というのは簡単にはいかない。「裁判所が、受信料を徴収しているNHKの放送内容について、かくあるべしと注文をつけてくれたら、『一步前進』」と考え、さらに高裁、最高裁へと持っていき、NHKは（放送法4条を遵守した）まともな放送をする義務があるという議論を投げかけ、世論を喚起したい。
- ⑥ いよいよ大詰めになってきた。証人尋問の時には傍聴席を満席にしてほしい。カンパもよろしく願いたい。

### 3. 講演会 池田順作（NHK問題を考える奈良の会共同代表）

#### 「安倍晋三のNHK介入と歴史修正主義の真実」

添付レジュメ参照

### 4. 報告 署名活動「日本郵政の番組介入に加担した石原進 NHK 経営委員長の辞任を求める」 世話人 齋藤紀彦

10月上旬、関西5府県（兵庫、大阪、京都、滋賀、奈良）の視聴者団体が呼び掛け、全国16の賛同団体を得て始まり、11月5日に第1次集約分5,505筆をNHK経営委員会事務局、NHK視聴者部に届けた。事前に経営委員長本人あるいは委員長代行と面談し直接署名を手渡したい旨文書で申し出でをしたが事務局窓口による対応であった。

これまでNHKは視聴者の意見・質問に対し、木で鼻をくくったような回答しかしてこなかった。しかし、日本郵政のクレームにはすぐ経営委員長が同調し対応した。受信料を払っている視聴者の意見・質問にこそ誠実に対応すべきではないかなどと強く抗議した。

11月末までに10,000筆を目標に署名活動を継続するのでご協力をお願いします。

（その後、石原進委員長は12月10日任期満了で退任することが判明し、署名活動を中止することになりました。これまで集まったものは、NHK経営委員会に提出する予定です。）

以上